

第2部 青少年に関する施策

第1章 青少年行政の総合的かつ効果的な推進

1 福井県青少年総合対策本部 【県民安全課】

昭和58年3月に、福井県青少年問題協議会は、「今や青少年問題の解決は、関係各機関が一堂に会し、英知を集めて一貫した方針の下に、長期的・総合的に行わなければなりません。そして、そのための機関として『青少年総合対策本部』を設置すべきだ」という提唱を行いました。それを受けて昭和58年5月16日に発足したものです。

組織は、行政と教育と警察の三つが一体となった組織で、知事を本部長、防災安全部長、教育長および警察本部長を副本部長とし、7人の本部員、9人の常任幹事で構成されています。

常任幹事会で原案が検討され、幹事会、本部会を経て必要事項が決定されます。

福井県青少年総合対策本部では、次の4つの事務を所掌しています。

- ① 青少年に関する総合的な施策の企画および推進に関すること
- ② 知事、教育委員会および警察本部長が実施する青少年対策事業の連絡および調整に関すること
- ③ 市町が実施する青少年対策についての連絡および指導に関すること
- ④ その他青少年対策に関し、必要な事務に関すること

2 子ども・子育て支援計画 【こども未来課】

(1) 子ども・子育て支援の推進

福井県においては、これまで平成8年度からの「ふくいっ子エンゼルプラン」、平成13年度からの「第二次ふくいっ子エンゼルプラン」、平成17年に施行された次世代育成支援対策推進法に基づく「福井県元気な子ども・子育て応援計画」、平成22年度からの「第二次福井県元気な子ども・子育て応援計画」、そして平成27年度から「第三次福井県元気な子ども・子育て応援計画」（以下「第三次計画」という。）を策定し、結婚、妊娠、出産、子育て支援のため様々な施策を実施してきました。第三次計画では、地域の縁結び活動を職域に拡大し、また、保育所整備や保育士処遇改善など保育の充実を図るとともに、育児休業取得や短時間勤務利用など子育てを応援する職場環境づくりを進め、仕事と子育ての両立支援、さらに、全国に先駆けて実施した3人っ子応援プロジェクトの拡充により、多子世帯の支援を充実しました。

令和2年度から5年間を計画期間とする「福井県子ども・子育て支援計画」では、結婚、出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることができる社会を目指します。

このような中、平成16年に1.45と過去最低を記録した本県の合計特殊出生率は平成17年から上昇に転じ、令和4年は1.50（全国9位）と、全国の1.26を上回り、全国上位を維持しています。

(2) 計画の概要

ア 計画の方向性

結婚・出産を希望する人や、子育てをするすべての人が、ライフステージに応じた十分な支援を受け、希望を叶えることができる社会の実現を目指しています。

イ 計画の重要プロジェクト

①マッチングシステムの導入による新たな出会いの創出

これまでの結婚相談員や地域の縁結びさんによる人の手のお相手探しに加え、若い世代や女性にも受け入れられやすいシステムによるマッチングを新たなツールとして導入します。県、市町等が協働でシステムの運営を行い、県全域どこでも気軽に婚活ができる環境を整え、独身者の結婚の希望が叶うよう、人の手とシステムの両輪で強力にサポートします。

《主な取組事項》

- マッチングシステムによる新たな出会いの創出
 - ・ 独身者が登録し、自らお相手を検索して探すことのできるシステムを導入、運用
- オールふくい体制による婚活サポートセンターの設置
 - ・ 県、市町等が協働で出会いの機会を創出するための協議会を設置
 - ・ マッチングシステムを運用し、独身者をサポートする拠点として「ふくい婚活サポートセンター」を設置

②子だくさんふくいプロジェクト

「子育て先進県ふくい」のさらに一歩先を行く「子だくさんふくいプロジェクト」として、多子世帯への保育料無償化の拡充や、これまで支援のなかった在宅育児への新たな応援をスタートさせることにより、様々な子育て世帯へのよりきめ細やかな応援を市町とともに強化し、日本一の子育て環境をレベルアップします。

《主な取組事項》

- 2人目からの経済的支援
 - ・ 3歳未満児の第2子保育料について、経済的状况に応じ段階的な無償化を実施
 - ・ 第3子以降を対象に実施している病児保育や一時預かり利用料等の無償化について対象を第2子まで拡充
- 3歳未満児の在宅育児を応援
 - ・ 第2子以降の3歳未満の児童を家庭で子育てする世帯に経済的状况に応じ手当を支給
- 保育の受け皿の強化
 - ・ 潜在保育士の就職支援や保育士の就業相談、高校生の保育就労体験など、保育人材センターにおいて保育人材の確保を促進

③子育てにやさしい社会づくり

子育てや仕事が一段落した高齢者やシニア世代が、それぞれの地域で生きがいを感じながら子育てを応援できる仕組みを作ります。また親子のふれあいの時間が増えるよう男性の家事・育児を応援する講座の開催や、男性の育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを進める企業に対し支援を行うなど、地域、企業、行政が一体となって子育てを応援する社会づくりを進めます。

《主な取組事項》

- 高齢者やシニア世代が子どもと子育てを応援する社会づくりを促進
 - ・ 各地域で子育て支援を行うことができるボランティア養成

- 父親の家事・育児応援
 - ・ 父親の家事・育児応援について家族全員で学ぶ講座や、企業等での父親の育児休業取得促進研修を開催
 - 企業による子育てと仕事の両立支援の促進
 - ・ 企業における男性の育児休業、長時間の短時間勤務を取得しやすい環境の整備を応援し、仕事と子育てを両立しやすい職場環境づくりを促進
- ④子どもを持つことを希望する夫婦を応援

子どもを持つことを希望する夫婦が、早い段階で適切な治療を開始できるよう、不妊検査や不妊治療の費用を助成するとともに、安心して治療と仕事を両立できるよう企業のさらなる理解促進に取り組みます。また、県内において安心して不妊治療を受けられる環境を整備します。

《主な取組事項》

- 不妊治療への支援
 - ・ 不妊検査や治療方法等についての情報提供、不妊に悩む方の相談に対応
 - ・ 子どもを持つことを希望する夫婦が早い段階で適切な治療を開始できるよう夫婦そろっての不妊検査や一般不妊治療・特定不妊治療の費用を助成
- 企業による不妊治療と仕事の両立支援の促進
 - ・ 企業における不妊治療のための休暇制度導入を応援し、不妊治療について理解があり休暇を取得しやすい職場環境づくりを促進
- 不妊治療体制の充実
 - ・ 県内において不妊治療を安心して受けられるよう、中核となる医療機関の機能を検討
- がん患者の生殖機能温存治療への支援
 - ・ 将来子どもを産み育てることを望むがん患者が、生殖機能の温存治療を受ける場合の治療費を助成し、将来に希望をもって治療を受けられる環境を整備